

建設工事の発注における再生資源の利用の促進について

3 地 第 9 4 4 号

平成 3 年 12 月 6 日

各 地 方 農 政 局 長 殿

大臣官房地方課長

建設工事の発注における再生資源の利用の促進について

このことについて、農林水産大臣官房長から別紙（写）のとおり通知があったので、お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

3 経 第 1 8 3 4 号

平成 3 年 12 月 4 日

大臣官房地方課長 殿

農林水産大臣官房長

建設工事の発注における再生資源の利用の促進について

このことについて、別紙のとおり建設省建設経済局長から通知があったので、貴職においても、建設工事の発注に当たっては、下記事項に十分留意の上、再生資源の利用の促進に努められるよう関係職員に周知されたい。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

記

1 再生資源の利用

- (1) 建設工事の発注に当たっては、「再生資源の利用に関する法律」（平成 3 年法律第 4 8 号）第 4 条及び「再生資源の利用の促進に関する基本方針」（平成 3 年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）に基づき、再生資源を利用するよう努めること。
- (2) 設計に当たっては、品質等に配慮しつつ、再生資源の利用に努めること。
利用する場合は、必要な事項を設計図書において明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は、設計変更により適切に対応すること。
- (3) 積算に当たっては、必要な費用を計上すること。特に、再生資源について資材として価格を設定する場合は、地域の実態に即した実勢価格の把握に努めること。

2 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

- (1) 建設工事の発注を行うに際しては、建設業に係る指定副産物（土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材）を再生資源として利用す

ることを促進すること。

この場合、基本方針に基づいて実施すること。

- (2) 設計に当たっては、副産物の発生の抑制に資する施工方法又は資材の選択に努めること。また、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を踏まえ、工事現場における副産物の分別、破碎又は切断、再資源化施設等への搬出等を条件として付することに努めること。

これらについて、必要な事項を設計図書において施工条件として明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

- (3) 積算に当たっては、必要な費用を計上すること。特に、工事現場から再資源化施設等までの運搬費用及び再資源化施設の受入に要する費用等を適正に計上すること。

- 3 各事業執行機関における再生資源の利用の促進を図るため、地方公共団体等との緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

建設省経事発第103号

建設省経建発第226号

平成3年10月25日

農林水産省官房長 殿

建設省建設経済局長

再生資源の利用の促進に関する法律の施行について

平成3年4月26日付けで公布された再生資源の利用に関する法律（平成3年法律第48号）は、関係政省令及び主務大臣の定める告示とともに、本年10月25日から施行されたところである。

本法の目的は資源有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって、国民生活の健全な発展に寄与しようとするものである。また、建設工事において再生資源の利用を促進することは円滑な建設工事の実施にとって欠くべからざるものである。

ついては、建設業団体の長あて別添のとおり通達したところであるが、貴職におかれても、建設工事に係わる再生資源の利用の促進が図られるよう特段の配慮をお願いする。